令和８年（フ）第２１６号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚207号、前住所静岡県富士市宮下321番地の５　サンモールミナミＢ－102号
債務者　勝亦　有紗
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２４３号
三重県鈴鹿市大池二丁目16番22号　ラファミーユ205
債務者　黒澤　健一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５９号
三重県津市一志町片野443番地１　アスリートＢ101
債務者　田中　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８０号
三重県伊賀市上村1350番地
債務者　岡本　美加
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１７３号
滋賀県東近江市綺田町481番地
債務者　森田　道人
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１７６号
滋賀県近江八幡市音羽町165番地（101号）、前住所滋賀県近江八幡市安養寺町８番地35
債務者　山田　富嗣
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８６号
滋賀県近江八幡市西生来町913番地４
債務者　北村　泉美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市中陰300番地の１　オリーブハイツ103
債務者　北野　司郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山492番地
債務者　向山　眞澄
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９６号
広島県福山市曙町五丁目17番16―408号
債務者　三宅　利奈
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１３２号
山口県下関市細江町２丁目１番３―903号　ウェルス細江
債務者　大谷　沙織
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
徳島県徳島市南常三島町２丁目３番地　ウィロード常三島310号
債務者　丸岡貴美江
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６号
徳島県阿南市津乃峰町戎山32番地
債務者　三崎　寛二
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２７号
徳島県三好市山城町下川220番地７
債務者　稲見　綾可
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２８号
徳島県三好市西祖谷山村善徳756番地
債務者　山本　　毅
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２９号
愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦631番地５、旧住所愛媛県松山市星岡三丁目18番９号
債務者　中田　公也
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第７４号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目２番５号　メイプル広紹寺　203号
債務者　柳原かおり
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３０９号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬852番地19
債務者　中原　洋祐
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係